

承認第 2 号

専決処分事項の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，議会の承認を求める。

平成29年 4 月14日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

専決処分第 6 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，次のとおり専決処分する。

平成29年 3 月31日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第20条，第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め，同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後のつくば市国民健康保険税条例の規定は，平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，平成28年度以前の年度分の国民健康保険税については，なお従前の例による。

つくば市国民健康保険税条例（昭和63年つくば市条例第114号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条―第19条（略） （国民健康保険税の減額） 第20条（略） （1）（略） （2）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき<u>27万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） （3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき<u>49万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） 第20条の2（以下略）	第1条―第19条（略） （国民健康保険税の減額） 第20条（略） （1）（略） （2）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）1人につき<u>26万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） （3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。）及び特定同一世帯所属者1人につき<u>48万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） 第20条の2（以下略）